

佐藤幹男 著

## 『戦後教育改革期における現職研修の成立過程』

北神 正行（国士館大学）

本書は、著者がこれまで取り組んできた現職研修史研究の戦後版として著されたものであり、明治、大正、昭和戦前期を対象とした前著『近代日本教員現職研修史研究』（風間書房、1999年）に続くものである。特に、本書では戦後教育改革期（1945年8月～1952年4月の占領期間）にスポットを当て、その時期に「現職研修」がどのような理念のもと、いかなる方法で実施されていったのか、またそこにはどのような制度構想が存在し、それらは戦後の教師教育制度改革にどのような影響を及ぼすことになったのかを次の3つの視点をもって分析、検討している。

第1は、この時期の現職教育政策は戦前をどのように克服していったのかを明らかにするというものである。具体的には、戦前の現職教育の主たる方式であった「再教育」が、戦後いかなるプロセスで「現職教育」に切り替わっていたのか、そして、「研修」概念が戦前の「研究と修練」から、どのようにして「研究と修養」に転換していったのかを解明するというものである。

第2は、戦後の「現職教育」政策がどのように立案され、実施されていったのかを明らかにするという点である。特に、占領軍（CIE）、教育刷新委員会（審議会）と文部省とがどのような関係にあったのか、さらに「現職教育」が教員養成や教員免許・資格との関連でどのように考えられていたのかという視点から分析を行うというものである。

そして第3は、戦後初期の教員の量と質、学制改革、財政事情、教育行政改革等といった諸

条件が、戦後の「現職教育」の成立にいかなる影響を及ぼしたのかという視点である。

戦後教育改革期は、戦後の新しい教育を担う教員の養成・確保に向けて、さまざまな現職教育政策や具体的な施策が展開された時期であると同時に、その後の教師教育制度の骨格を形成する時期でもあり、この時期の現職教育の全体像を明らかにする作業はこの分野での研究を進めしていく上で不可欠の課題だといえる。

本書は、序と8つの章に分けられた本論と結びで構成されている。

まず、第1章「戦後初期における研修概念」では「研修」という用語の歴史的な使用経緯とその意味するものが分析されている。その結果、「研修」という用語は戦前から使用されていたものであり、戦後、教育公務員特例法によって初めて造語されたものであるという従来の理解の仕方に対する問題点を指摘する。しかし、その意味するところは戦前の「研究と修練」から戦後の「研究と修養」への概念の転換が意識的に進められた形跡は認められず、戦後間もない時期は、まだ十分な意味内容が確定していないと結論づけている。あわせて、戦前の使用例を知る立場の人間については、戦前を十分に克服していなかった現実が存在していたことを指摘している。

第2章「CIEの再教育・現職教育政策」では、戦後日本の新しい教育の基本枠組み形成に大きな影響を与えたCIEの教員再教育と現職教育政策について分析がされている。CIEが占領期において取り組んだ政策課題は、緊急の「再教育」（Re-education）の実施と恒久的な「現職教育」

(In-service education) 制度を樹立するという 2 つ課題にあったが、そこには占領当初の日本の教員の現状に関する次のような認識が存在すると指摘する。一つは無免許教員の多さという問題であり、2つは教員養成教育における専門分野の教育の不十分性であり、3つは教員の早期退職問題や専門性のない視学による教員の思想統制の問題等である。こうした現状認識の結果、また 6 年間の占領政策という時間的限界から、CIE の政策は主として緊急の政策である「再教育」を優先せざるを得なかつたと分析している。しかし、恒久的な現職教育の必要性と重要性については CIE も認識しており、教員集会（教育研究協議会等）、専門職団体による現職教育、ワークショップなどの新しい現職教育施策の取り組みも示されている。加えて、CIE の現職教育政策の一つとして大学の積極的関与の必要性と具体的な役割等についての指摘が関連資料の要点としてまとめられている。

第 3 章は、「日本側の再教育・現職教育政策構想」として、教育刷新委員会・教育刷新審議会での現職教育に係わる論議内容の検討と文部省による現職教育に関する政策構想が分析されている。第 2 章の CIE の教員再教育・現職教育政策を踏まえながら日本側の対応を検討した章である。まず、教育刷新委員会における教師の再教育、現職教育の問題については、直接的に具体性のある建議は出されておらず、関連する問題に関わって間接的な取り上げ方にとどまっていると指摘している。それはこの審議会の性格と役割からくる限界であると同時に、この問題について審議するだけの余裕がなかったことがその背景に存在していたことがうかがえると指摘している。それに対して、文部省は当事者として戦後当初から、再教育施策を実施しながら、新しい学制に対応した免許制度、養成制度、現職教育制度等、教師教育関連の改革作業を進めており、そこに見られる現職教育構想について、免許法制定に関わった文部省の担当者の論考をもとに検討を行っている。特に、教員養成を行う大学が現職教育において果たすべき役割

を重視していた構想の存在に注目し、それらは今日改めて大学に期待されている点であることを指摘している。

第 4 章以下、第 8 章までは戦後教育改革期に実際に実施された教員の再教育・現職教育が分析されている。まず、第 4 章「臨時の再教育」では戦後の新しい教育方針の徹底や新学制の実施に伴う「伝達講習」の取り組み、戦後新たに設置された教育研修所による再教育事業について新教育推進運動と教員再教育事業の取り組み、そして文部省による新教育方針の徹底および教授力向上、学力補充のための再教育講習の取り組みが分析されている。

第 5 章「教員資格と現職教育」では、教育職員免許法の制定に伴う認定講習の実際について、宮城県の事例を含めながら分析されている。その中で、戦後初期に構想されていた大学による現職教育への取り組みが認定講習の終了とともに減退していく経緯が論述されている。

第 6 章「現職教育」では、当時の現職教育として実施された IFEL、教育研究協議会、教育研究集会（ワークショップ）、民間教育研究の 4 つの活動について検討されている。

第 7 章「地方教育研究所の設置」では、地方に設置された教育研究所について、設立を促した文部省の政策とともに、実際に地方に設置された教育研究所の事例について分析されている。その中で、研究所が県等の教育研究機関としてのみならず、現職教育機関としての性格も併せ持つて、以後、展開していく姿が描かれている。

第 8 章「内地留学」では、現職教育の方法の一つである現職教員の大学等への派遣の実について、文部省の勧奨によって大学に設置された科学研究室への派遣の状況と内地留学の実施状況が検討されている。これらの制度は、教員の研究指導力の向上を直接の目的としながら、それらが教育実践の場に還元され、広く一般の教員の指導力向上に寄与することも目的として実施させていたことが明らかにされている。

そして最後の「結び」では、研究の視点とし

て提示した3つの側面を踏まえたまとめがなされている。まず第1の視点である研修概念については、「戦後改革期においては未成熟なままであった。教育公務員特例法に『研修』条項が規定されたとは言え、少なくとも1950年代前半期までの時期においては、ほとんど教育現場には浸透していない」と指摘している。また第2の視点については、CIEの指導、監督の下、教育刷新委員会等での議論を経て文部省が具体化していったこと、その内容は緊急の「再教育」計画の策定・実施と恒久的な「現職教育」制度の樹立にあったが、結果として「再教育」は一定の成果を挙げることができたが、「現職教育」については新免許法に対応した認定講習のプログラムが終了するとともに「沙汰やみ」となっていったと指摘している。こうした事情となつた要因として、当時の有資格教員の大幅不足、教員の質と量をめぐる問題、現職教育に当てる予算という財政事情、そして現職教育を支える体制の不十分さがあったと指摘している。第3の視点の分析結果である。いずれも興味深い指摘だといえる。

以上、本書の概要を整理する形で全体を見てきたが、最後に本書の意義と今後の期待という観点からいくつか指摘しておきたい。まず、本書の意義については、第1に戦後教育改革期における現職研修の全体像を明らかにしてみせた点である。これまでの研究では、本書でも取り上げているいくつかの施策についての個別の研究はあるが、現職研修という観点から当時の全体像を取り扱ったものはない。第2の意義は、こうした当時の現職研修の姿をCIEや教育刷新委員会、文部省といった中央レベルでの動向分析に加えて、地方での取り組みの状況を織りまして分析している点である。それによって、当時の現職研修のリアルな姿が浮かび上がってくるといえる。第3の意義は、本書が持つ現代的意義である。この10数年の教育改革の中でも教師教育制度改革をめぐる動きは、単に政策論的観点から検討するだけでなく、歴史的視点をも

ってそれらを位置づけ、その意味と課題を整理検討していく必要性が求められている。この側面で本書の持つ意義は大きいといえる。

その上で、評者が感じた課題について2点記しておきたい。第1は、戦後教育改革期における現職研修の成立過程を扱いながら、教育公務員特例法の研修条項が持つ現職研修制度における意味や意義に触れられていない点である。確かに、この時期の現職研修は再教育にウエイトが置かれ、恒久的な制度構想は不十分であったことは本書の指摘通りではあるが、恒久的な制度を法的に支えるのは教育公務員特例法における研修条項であったことも事実であり、その点での検討を行う必要があったのではないかと思われる。

第2は、大学の取り組みの分析という点である。戦後の教員養成は「開放制」原則のもとで新たな制度がスタートし、筆者も指摘するようにそのことは新たな就職後の現職教育、研修とセットで考えなければ成り立たないものもある。その点で、この時期、大学自身がどのような考え方やスタンスで現職研修に関わろうとしたのかの分析が必要となる。

例えば、本書でも臨時の再教育の実施、免許法認定講習としての現職教育講座の開設、通信教育講座の開設、教育研究所の設置等、大学による現職研修への参画の実態が指摘されているが、それらの意味や意義が大学側にどのように認識されていたのか、教師教育を担う当事者論の観点からの分析が必要ではないかという点である。各大学の史料等の分析からアプローチが可能かどうかを含めて今後、検討を進めてもらえばと思う。

ただ、こうした指摘は今回、本書が扱った戦後教育改革期以降の問題として顕在化する課題でもあり、著者には今後も継続してこのテーマを追究されることを期待したい。

(学術出版会、2013年12月発行、A5判、207頁、定価3,800円+税)